

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第3号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 目次 | 目次 |
| 第1章 総則（第1条—第3条） | 第1章 総則（第1条—第3条） |
| 第2章 本庁 | 第2章 本庁 |
| 第1節 市長直轄組織（第4条） | 第1節 市長直轄組織（第4条） |
| 第2節 <u>経営戦略部</u> （第5条—第8条） | 第2節 <u>行政経営部</u> （第5条— <u>第10条</u> ） |
| 第3節 <u>行政管理部</u> （第9条—第10条の2） | |
| 第4節 <u>交流活力部</u> （第11条—第15条の2） | 第3節 <u>交流活力部</u> （第11条—第15条の2） |
| 第5節 <u>市民生活部</u> （第16条—第21条） | 第4節 <u>市民生活部</u> （第16条—第21条） |
| 第6節 <u>健康福祉部</u> （第22条—第27条） | 第5節 <u>健康福祉部</u> （第22条—第27条） |
| 第7節 <u>都市整備部</u> （第28条—第33条） | 第6節 <u>都市整備部</u> （第28条—第33条） |
| 第3章 公所 | 第3章 公所 |
| 第1節 削除 | 第1節 削除 |
| 第2節 交流活力部に属する公所（第35条・第36条） | 第2節 交流活力部に属する公所（第35条・第36条） |
| 第3節 市民生活部に属する公所（第37条—第39条） | 第3節 市民生活部に属する公所（第37条—第39条） |
| 第4節 健康福祉部に属する公所（第40条—第43条） | 第4節 健康福祉部に属する公所（第40条—第43条） |
| 第5節 都市整備部に属する公所（第44条） | 第5節 都市整備部に属する公所（第44条） |
| 第6節 課に属する公所（第44条の2） | 第6節 課に属する公所（第44条の2） |
| 第4章 職制 | 第4章 職制 |
| 第1節 本庁の職制（第45条） | 第1節 本庁の職制（第45条） |
| 第2節 公所の職制（第46条） | 第2節 公所の職制（第46条） |

附則

第2節 経営戦略部
(経営戦略部に属する室)

第5条 経営戦略部に次の室を置く。

- (1) <省略>
- (2) 経営戦略室
- (3) 人事室

(秘書室)

第6条 秘書室は、市長の円滑な業務の遂行の支援を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

- (1)から(5)まで <省略>
- (6) 市民との情報共有化を促進するための総合的な企画及び調整に関すること。
- (7) 広報せと、ホームページ等による情報提供に関すること。
- (8) 報道機関との連絡に関すること。
- (9) 瀬戸市デジタルリサーチパークセンターに関すること。
- (10) 経営戦略部の庶務に関すること。

(経営戦略室)

第7条 経営戦略室は、経営戦略の総合調整を使命とし、その使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 総合的な行政に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 市政に関する特命事項の調査、研究に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 庁議に関すること。
- (5) 基本構想及び総合計画の策定及び進捗に関すること。
- (6) 土地利用の構想に関すること。
- (7) 市民憲章に関すること。
- (8) 瀬戸市基本構想審議会に関すること。
- (9) 教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱並びに瀬戸市総合教育会議に関すること。
- (10) 国勢調査及び商工業関係基幹統計調査に関すること。
- (11) 他の所管に属しない統計調査に関すること。
- (12) 統計資料の収集及び整備に関すること。

附則

第2節 行政経営部
(行政経営部に属する課等)

第5条 行政経営部に次の課及び室を置く。

- (1) <省略>
- (2) 行政課
- (3) 経営課
- (4) 人事課
- (5) 情報課

(秘書室)

第6条 秘書室は、市長の円滑な業務の遂行の支援を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

- (1)から(5)まで <省略>

(行政課)

第7条 行政課は、行政水準の向上、事務管理、入札制度、契約制度及び財産管理の総括を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) 事務管理係
- (2) 契約検査係
- (3) 財産係

2 事務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 庁舎の管理に関すること。

- (2) 庁内の案内に関すること。
- (3) 文書取扱い及び文書管理の総括に関すること。
- (4) 公印取扱いの総括に関すること。
- (5) 行政組織及び事務の委任配分に関すること。
- (6) 事務改善に関すること。
- (7) 市の行政区域に関すること。
- (8) 瀬戸市選挙管理委員会に関すること。
- (9) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (10) 瀬戸市事務改善委員会に関すること。
- (11) 他の所管に属しない事項に関すること。
- (12) 行政経営部の庶務に関すること。
- (13) 行政課の庶務に関すること。

3 契約検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 請負に係る工事及び委託に関する設計、調査、測量等の検査に関すること。
- (2) 検査に係る事務処理全般に関すること。
- (3) 公共工事の品質確保の促進に関すること。
- (4) 建設工事等の入札及び契約に関すること。
- (5) 物品の調達に関すること。
- (6) 指定管理者制度に関すること。
- (7) 入札等参加者の資格審査に関すること。
- (8) 瀬戸市入札参加者指名審査委員会に関すること。

4 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 公有財産取扱いの総括に関すること。
- (2) 備品管理の総括に関すること。
- (3) 車両の管理に関すること。
- (4) 財産の保険契約に関すること。
- (5) 国県有地払い下げの窓口に関すること。
- (6) 市有財産審議会に関すること。
- (7) 瀬戸市自動車事故対策協議会に関すること。
- (8) 瀬戸市土地開発公社に関すること。

(経営課)

第8条 経営課は、経営戦略の総合調整を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) 経営調整係
- (2) 財務係
- (3) 法務係
- (4) 統計係

(人事室)

第8条 人事室は、適切な人事管理及び職員の能力向上並びに職員の福利厚生の充実を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 職員の任用に関すること。
- (2) 職員の給与制度、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (3) 職員の定員管理に関すること。
- (4) 職員の分限及び懲戒に関すること。

- (5) 職員の研修及び人事評価に関すること。
- (6) 職員の退職管理に関すること。
- (7) 職員団体に関すること。
- (8) 瀬戸市特別職報酬等審議会に関すること。
- (9) 職員の給与の支給に関すること。
- (10) 職員の厚生制度に関すること。
- (11) 職員の共済制度に関すること。
- (12) 職員の公務災害補償に関すること。
- (13) 職員の労働安全衛生に関すること。
- (14) 瀬戸市職員互助会に関すること。

2 経営調整係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 総合的な行政に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 市政に関する特命事項の調査、研究に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 庁議に関すること。
- (5) 基本構想及び総合計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (6) 土地利用の構想に関すること。
- (7) 市民憲章に関すること。
- (8) 瀬戸市基本構想審議会に関すること。
- (9) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱並びに瀬戸市総合教育会議に関すること。
- (10) 経営課の庶務に関すること。

3 財務係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 財政の企画及び調整に関すること。
- (2) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (3) 財政取扱いの総括に関すること。
- (4) 地方交付税に関すること。
- (5) 市債及び一時借入金に関すること。
- (6) 財政事情の公表に関すること。
- (7) 瀬戸市財政調整基金に関すること。
- (8) 瀬戸市減債基金に関すること。
- (9) 瀬戸市公共施設等整備基金に関すること。

4 法務係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 政策法務に関すること。
- (2) 条例、規則等の審査及び編集に関すること。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 市議会議案の調製及び議決書等の処理に関すること。
- (5) 市議会運営に係る日程等の調整に関すること。

第3節 行政管理部
(行政管理部に属する課)
第9条 行政管理部に次の課を置く。

- (1) 行政課
- (2) 財政課

- (行政課)
- 第10条 行政課は、行政水準の向上及び事務管理の総括を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。
- (1) 法務管理係
 - (2) 情報管理係
- 2 法務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。
- (1) 文書取扱い及び文書管理の総括に関すること。
 - (2) 公印取扱いの総括に関すること。

- (6) 訴訟についての総括に関すること。
 - (7) 瀬戸市例規審査委員会に関すること。
- 5 統計係においては、おおむね次の事務を分掌する。
- (1) 国勢調査及び商工業関係基幹統計調査に関すること。
 - (2) 他の所管に属しない統計調査に関すること。
 - (3) 統計資料の収集及び整備に関すること。
- (人事課)
- 第9条 人事課は、適切な人事管理及び職員の能力向上並びに職員の福利厚生の実現を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。
- (1) 人事研修係
 - (2) 給与厚生係
- 2 人事研修係においては、おおむね次の事務を分掌する。
- (1) 職員の任用に関すること。
 - (2) 職員の給与制度、勤務時間その他勤務条件に関すること。
 - (3) 職員の定員管理に関すること。
 - (4) 職員の分限及び懲戒に関すること。
 - (5) 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
 - (6) 職員団体に関すること。
 - (7) 瀬戸市特別職報酬等審議会に関すること。
 - (8) 人事課の庶務に関すること。
- 3 給与厚生係においては、おおむね次の事務を分掌する。
- (1) 職員の給与の支給に関すること。
 - (2) 職員の厚生制度に関すること。
 - (3) 職員の共済制度に関すること。
 - (4) 職員の公務災害補償に関すること。
 - (5) 職員の労働安全衛生に関すること。
 - (6) 瀬戸市職員互助会に関すること。
- (情報課)
- 第10条 情報課は、市民との情報共有化の推進を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。
- (1) 市民情報係
 - (2) 情報システム係
- 2 市民情報係においては、おおむね次の事務を分掌する。
- (1) 市民との情報共有化を促進するための総合的な企画及び調整に関すること。
 - (2) 広報せと、ホームページ等による情報提供に関すること。

- (3) 行政組織及び事務の委任配分に関すること。
- (4) 事務改善に関すること。
- (5) 瀬戸市選挙管理委員会に関すること。
- (6) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (7) 瀬戸市事務改善委員会に関すること。
- (8) 行政不服審査法に基づく審査庁に関すること。
- (9) 瀬戸市行政不服審査会に関すること。
- (10) 政策法務に関すること。
- (11) 条例、規則等の審査及び編集に関すること。
- (12) 公告式に関すること。
- (13) 市議会議案の調整及び議決書等の処理に関すること。
- (14) 市議会運営に係る日程等の調整に関すること。
- (15) 訴訟についての総括に関すること。
- (16) 瀬戸市例規審査委員会に関すること。
- (17) 他の所管に属しない事項に関すること。
- (18) 行政管理部の庶務に関すること。
- (19) 行政課の庶務に関すること。

3 情報管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 地域情報化の推進に関すること。
- (2) <省略>
- (3) <省略>

(財政課)

第10条の2 財政課は、市の財政運用、入札制度、契約制度及び財産管理の総括を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) 財政係
- (2) 契約財産係

2 財政係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 財政の企画及び調整に関すること。
- (2) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (3) 財政取扱いの総括に関すること。
- (4) 地方交付税に関すること。
- (5) 市債及び一時借入金に関すること。
- (6) 財政事情の公表に関すること。
- (7) 瀬戸市財政調整基金に関すること。
- (8) 瀬戸市減債基金に関すること。
- (9) 瀬戸市公共施設等整備基金に関すること。

3 契約財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(3) 地域情報化の推進に関すること。

- (4) 報道機関との連絡に関すること。
- (5) 瀬戸市デジタルリサーチパークセンターに関すること。
- (6) 情報課の庶務に関すること。

3 情報システム係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) <省略>
- (2) <省略>

- (1) 庁舎の管理に関すること。
- (2) 庁内の案内に関すること。
- (3) 市の行政区域に関すること。
- (4) 請負に係る工事及び委託に関する設計、調査、測量等の検査に関すること。
- (5) 検査に係る事務処理全般に関すること。
- (6) 公共工事の品質確保の促進に関すること。
- (7) 建設工事等の入札及び契約に関すること。
- (8) 物品の調達に関すること。
- (9) 指定管理者制度に関すること。
- (10) 入札等参加者の資格審査に関すること。
- (11) 瀬戸市入札参加者指名審査委員会に関すること。
- (12) 公有財産取扱いの総括に関すること。
- (13) 備品管理の総括に関すること。
- (14) 車両の管理に関すること。
- (15) 財産の保険契約に関すること。
- (16) 国有地払い下げの窓口に関すること。
- (17) 市有財産審議会に関すること。
- (18) 瀬戸市自動車事故対策協議会に関すること。
- (19) 瀬戸市土地開発公社に関すること。
- (20) 財政課の庶務に関すること。

第4節 交流活力部

(産業課)

第12条 <省略>

2 <省略>

3 工業係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) <省略>

4 <省略>

(交流学び課)

第14条 <省略>

2 学び係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 女性活躍及び男女共同参画の推進に関すること。

(7) 瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会に関すること。

(8) <省略>

(9) <省略>

3及び4 <省略>

第5節 市民生活部

第3節 交流活力部

(産業課)

第12条 <省略>

2 <省略>

3 工業係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 瀬戸市水野準工団地分譲資格審査委員会に関すること。

(7) <省略>

4 <省略>

(交流学び課)

第14条 <省略>

2 学び係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 男女共同参画に関すること。

(7) <省略>

(8) <省略>

3及び4 <省略>

第4節 市民生活部

| | |
|---|--|
| <p>(生活安全課) 第17条 <省略> 2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>消費生活センターに関すること。</u> (5) <省略> (6) <省略> (7) <省略> 3 <省略> 4 安全係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> (2) <省略> (3) <省略> (4) <省略> (5) <省略> (6) <省略> 第6節 健康福祉部 第7節 都市整備部</p> | <p>(生活安全課) 第17条 <省略> 2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <省略> (5) <省略> (6) <省略> 3 <省略> 4 安全係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> (2) <u>交通事故弔意金制度に関すること。</u> (3) <省略> (4) <省略> (5) <省略> (6) <省略> (7) <省略> 第5節 健康福祉部 第6節 都市整備部</p> |
| <p>(都市計画課) 第29条 <省略> 2 計画係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>瀬戸市地域公共交通会議に関すること。</u> (7) <省略> (8) <省略> 3 建築指導係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>瀬戸市空家等対策協議会に関すること。</u> 4 <省略></p> | <p>(都市計画課) 第29条 <省略> 2 計画係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (6) <省略> (7) <省略> 3 建築指導係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(3)まで <省略> 4 <省略></p> |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。